●研修機関事業所情報

名　称	一般社団法人 佐賀県労働者福祉協議会
住　所	佐賀県佐賀市神野東四丁目７番３号　佐賀県労働会館内
理　念	この法人は、佐賀県下における労働者およびその家族の福祉運動を総合的に推進し、関係団体間における福祉活動の連絡、調整を図るとともに、福祉事業に関する事項全般についての調査、研究、啓発、普及および実践を行い、もって労働者福祉の推進と、社会保障制度の確立に寄与することを目的とする。 この法人は、次の事業を行う。 ●労働者福祉に関する調査および研究ならびに啓発および普及に関する事業 ●労働者福祉事業の強化および発展ならびに啓発および普及に関する事業 ●社会保障制度の確立および内容の充実に関する事業 ●国および地方公共団体との連絡、調整に関する事業 ●労働者の物資対策および物価対策その他の生活安定に関する事業 ●労働者の余暇利用および諸行事についての調査、研究、相談および援助に関する事業 ●介護職員初任者研修に関する事業 ●その他この法人の目的を達成するために必要な事業
学　則	**労福協　介護職員初任者研修（通学）学則** (事業の目的) 第１条　超高齢社会の到来に対して、非営利組織として「社会連帯・共助のシステム作り」に自ら参画するための取組みの一環として、勤労者とその家族の生活援助を基に、地域社会に貢献を行う為、その担い手としての介護職員を養成する事を目的とする。 (事業者の名称及び住所) 第２条　本研修は、次の事業者（以下「当法人」という。)が実施する。 一般社団法人　佐賀県労働者福祉協議会　　佐賀市神野東四丁目７番３号 (事業所の営業日及び営業時間) 第３条　事業所の営業日及び営業時間は、月曜日～金曜日の午前９時より午後５時３０分まで。ただし、祝祭日及び８月１３日～８月１５日と１２月２９日～１月４日を除く。 (研修事業の名称) 第４条　名称は次のとおりとする。 労福協　介護職員初任者研修 (受講対象者及び定員) 第５条　受講対象者及び定員は次のとおりとする。 (１)県内にお住まいの方、または県内の事業所にお勤めの方で資格取得を希望する者。 (２)定員は３０名程度とする。

	ただし、受講希望者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。 (研修方法) 第６条　研修は講義を通信（自宅学習）と通学を組み合わせたものとし、技術演習を通学により行うものとする。 　研修時間の免除は、当法人が主催する介護員養成研修ホームヘルパー３級の資格保有者のみ、研修の一部科目を免除することができるものとする。 (研修カリキュラム) 第７条　研修を修了するために履修しなければならない研修カリキュラムは、別紙「カリキュラム・日程表」のとおりとする。 (研修期間及び会場) 第８条　研修期間及び会場は別紙「カリキュラム・日程表」のとおりとする。 （1）期間 　原則年度内に終了することとする。 （2）講義・演習会場 　佐賀県在宅生活サポートセンター　佐賀市神野東２-６-１ 　佐賀女子短期大学　佐賀市本庄町大字本庄１３１３番地 　メートプラザ佐賀　佐賀市兵庫北三丁目八番４０号 補講会場は補講人数に応じて上記以外の会場となる場合がある。 (講師氏名) 第９条　研修を担当する講師は別紙「講師名簿」のとおりとする。 (受講者負担金) 第１０条　受講者負担金は次のとおりとする。原則、受講料払込後の返金は行わない。 受講料　３５，５００円（税込み） 教材費込みとする。 (使用するテキスト) 第１１条　研修に使用する教材は次のとおりとする。 （1）名　称　介護職員初任者研修テキスト （2）出版社　中央法規出版株式会社 (介護技術・修了評価の認定方法及び通信課題の添削、面接指導方法) 第１２条　次の修了基準を満たしたと認められる者に対し修了証明書を発行するものとする。 （1）１３０時間の研修（講義及び演習）のすべてを履修している。 （2）介護技術習得度合いを所定の習得度評価シートを用いて判断し、総合評価が「A＝90 点以上」「B＝80～89 点」「C=70～79 点」「D=70 点未満」のうち、「C」以上である。 「D」の受講者に対しては、補講を行い合格点を達するまで行うものとする。 （3）修了評価として１時間の筆記試験（修了評価テスト）を実施し、正答率が８

０％以上である。また、合格点に満たなかった者に対しては、合格基準を満たすよう補講、再試験を行うものとする。

（4）通信講座動画の視聴及び課題を自宅学習により行う。

解答の提出は、課題配布日に明示する研修日の講義開始時とし、添削は課程責任者の講師が行うこととする。

採点基準は、70 点（100 点満点）以上を合格と定め、合格点に満たなかった者に対しては、再学習の上で再提出を求め、合格点を達するまで行うものとする。

面接指導は、課程責任者の講師が添削結果により状況に応じて行い、理解不足点を補う。

(受講の取り消し)

第１３条　受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、研修責任者の判断で受講を取り消すことができる。

（1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

（2）研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

（3）「辞退届」を提出した者

（4）受講費の全額を期日までに納付できなかった者

（5）受講態度が悪い等研修責任者が不適当とみなした者

(遅刻、早退、欠席の取扱い)

第１４条　遅刻及び早退は原則として欠席扱いとする。この場合の欠席を補講で対応するかは研修責任者の判断による。ただし、公共交通機関の遅延による遅刻は、「遅延証明」の提出があれば出席扱いとする場合もある。

また、病気等やむを得ない事情による欠席は、理由を記し「欠席届」を提出する。この場合の欠席は補講で対応する。

(補講の取扱い)

第１５条　欠席、及び修了評価試験の結果が合格点に満たなかった場合は、補講を行うこととする。

なお、受講者は補講料として１回目5,０００円、２回目以降１０，０００円を負担しなければならない。

ただし、主催者都合や自然災害などにより研修日が変更となった場合の補講については、この限りとしない。

(受講申込手続)

第１６条　受講申込手続きは次のとおりとする。

（1）別紙「申込書」に受講者本人が必要事項を記載し、郵送・ＦＡＸ・電子メールにより受付ける。

（2）申込者多数の場合は事務局で選考し、当落の通知文書を送付する。

（3）受講決定した場合、指定の期日までに受講料等を納付する。

（4）本人確認のため公的証明書（原本）の提示を受け、写しを保管する。

	(個人情報管理) 第１７条　個人情報保護については次のとおりとする。 　当法人が知り得た受講生の個人情報については厳正に管理を行う。 　また、受講者は研修中に知り得た講師・職員・受講者等の個人情報を他に漏洩しないこととする。 (施行細則) 第１８条　この学則に定めのない事項で、特に必要と認めた場合、当法人がこれを定める。 (附則) 第１９条 　この学則は、平成２５年　４月　１日から施行する。（指定年月日） 　この学則は、平成２７年　４月　１日から施行する。 　この学則は、平成２８年　４月　１日から施行する。 　この学則は、平成２９年　４月　１日から施行する。 　この学則は、平成２９年　６月　１日から施行する。 　この学則は、令和 元 年　６月　１日から施行する。 　この学則は、令和 ３ 年　９月　１日から施行する。 　この学則は、令和 ４ 年　５月　１日から施行する。 　この学則は、令和 ５ 年　５月　１日から施行する。 以上
研修会場 設　　備	**講義・演習会場：３ヶ所** ①メートプラザ佐賀　２階「大会議室・視聴覚室・研修室」 （冷暖房、洋式和式トイレ、完全分煙、机、椅子、ｽｸﾘｰﾝ、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ） ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ⇒ https://mabec.jp/service/mateplaza-saga ②佐賀女子短期大学　２階「122 教室・介護実習室」 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ⇒ https://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/ （冷暖房、洋式和式トイレ、完全分煙、机、椅子、ｽｸﾘｰﾝ、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ、介護関連備品） ③佐賀県在宅生活サポートセンター　２階「研修室」 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ ⇒ https://saga-zaitaku-seikatu.jp/ （ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ、多機能トイレ、完全分煙、冷暖房、机、椅子、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ、ｽｸﾘｰﾝ、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ）